

解説

「シュレッダーVersion1」

制定日：2017年11月1日

1. 商品類型設定の背景

シュレッダーは、個人情報保護や組織の機密情報を処理するための機器であるが、2005年の個人情報保護法の全面施行や2015年からのマイナンバー制度の本格的な運用などの動きとあわせて、社会的にも機密情報の処理が重要視されるようになったため、従来から行政機関・学校等の教育機関・事業所等で主に使用されてきたが、家庭用でも小型タイプが使用されるようになってきている。

シュレッダーの環境配慮に関しては、国等の機関に環境物品の調達を義務づける「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」では、特定調達品目として「シュレッダー」の基準が設定されているが、シュレッダーの一般的な製品開発においては、品質や安全性が重視される傾向にある。また、細断された紙も一般消費者やテナントビル等によっては資源回収にまわらず、焼却処理されてしまうケースがあるため、古紙リサイクル面での課題が指摘されている。そのため、シュレッダー業界全体として、環境配慮設計などの取り組みを進めていく必要性がある。

国際的な面では、ドイツ・韓国・中国・台湾などの海外のタイプI環境ラベル機関で、シュレッダーに関する基準が設定されている。2005年から開始された日中韓三カ国環境ラベル制度間の相互認証の推進においても、2015年にシュレッダーの共通基準策定を進めていくことで合意している。

そこで、国際的な標準化を視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル(3R)設計や省エネ性、有害な化学物質の不使用など、ライフサイクル・アセスメント(LCA)を通して環境負荷低減効果の高いシュレッダーにエコマークを付与することで、一般的な商品と比較して環境性能に優れた製品の普及を後押しできるよう、エコマークの商品類型として設定することとした。

2. 適用範囲について

本認定基準では、機密文書(紙・記録用メディア)などを細断する電動式シュレッダーを対象とした。適用範囲の設定にあたっては、日中韓三カ国の共通基準策定を念頭に海外環境ラベル基準の適用範囲を参考にした。

検討においては、パーソナル用途やオフィス用途などの使用用途による区分、またはグリーン購入法の細断モーター出力などで制限を設けるかを検討した。グリーン購入法では、「裁断モーターの出力が500W以上のもの」は対象外としているが、本商品類型では認定基準を適合できる場合には、除外しないこととした。また、記録用メディア専用機については、上市されている機種数は少ないものの、環境配慮への取り組

みを進める意義があるため、対象に含むこととした。

なお、機密文書処理サービス(出張細断)を行う際に用いられる自動車搭載型シュレッダーは対象に含まないこととした。

3. 用語の定義について

「シュレッダー」は JIS B 0117、「機密文書」は(公財)古紙再生促進センターの「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」、「記録用メディア」はグリーン購入法の特定調達品目「記録用メディア」、「待機時消費電力」「低電力モード」「オフモード」は同法の特定調達品目「シュレッダー」、「定格細断枚数」「定格消費電力」「過負荷遮断」は、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会(JBMIA)のシュレッダーに関する協会規格を参考に定義した。

「細断」と「裁断」の用語については、グリーン購入法の特定調達品目の「シュレッダー」では、「裁断」を用いている。一方、電気用品安全法では、シュレッダーのことを「文書細断機」と称しており、JIS C 6950-1 や業界団体のシュレッダーに関する規格では、「細断」を用いているため、本認定基準においては解説書のグリーン購入法の引用部分を除き、「細断」で統一して表記することとした。ただし、グリーン購入法の「裁断」と同義である。

4. 認定の基準と証明方法について

4-1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境評価項目選定表」を参考にし、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した。認定基準を設定するに際し重要と考えられる評価項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準を策定した。

基準項目として検討された環境評価項目は表に示したとおりである(表中◎印、○印)。最終的に基準として選定された項目は A-1、B-3、C-1、D-2、E-1、E-3、F-1、F-3 である(表中◎印)。検討した結果、D-3 は選定されなかった(表中○印)。

なお、表中 の欄は検討対象にならなかった項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表 商品ライフステージ環境評価項目選定表

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A.資源採取	B.製造	C.流通	D.使用消費	E.リサイクル	F.廃棄
1 省資源と資源循環	◎		◎		◎	◎
2 地球温暖化の防止				◎		

3 有害物質の制限とコントロール		◎		○	◎	◎
4 生物多様性の保全						

A 資源採取段階

A-1 (省資源と資源循環)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) リデュース・リユース・リサイクル(3R)設計について
- (2) 製品の保守・修理等について
- (3) 環境に配慮した包装について

(1) [認定基準 4-1-1.(1)の策定]

エコマークの電子機器類に関する商品類型では、部品の再利用や材料のリサイクル等を促進するため、チェックリスト方式を用いて 3R がしやすい製品設計思想を規定する基準項目を設定している。また、グリーン購入法の特定調達品目「シュレッダー」においても、「分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること」が定められている。そのため、製品は一般的な工具で分解可能であること、プラスチック製部品は ISO11469 に従った材質表示がされていること等をチェックリストの項目として設定した。アセンブリーの固定のためのネジ結合や、類似の機能を有する筐体プラスチック部品に関する項目の基準設定にあたっては、他のエコマークの商品類型を参考にして検討を行い、事業者にとって判断がし易いように説明を補足した。

また、シュレッダーは主として金属で構成される製品が多いことから、チェックリストに金属に関する項目を追加するべきかどうか議論となった。エコマーク商品類型 No.146「まほうびん」では、金属がリサイクルしやすいように基準を設定している。その内容を参考に、金属部品の材料は日本における汎用的な成分の素材を使用していることを **Must** 項目(実現されなければならない項目)として、また、分離選別が困難な合金種を組み合わせ使用していないことを **Should** 項目(実現が望ましい項目)として設定することとした。

(2) [認定基準 4-1-1. (3)(4)の策定]

製品の長寿命化を実現させるためには、保守・修理の受託体制が整備され、製品の保守部品を当該製品の製造停止後も一定の期間以上供給していることが望ましい。エコマークの電子機器類に関する既存の商品類型においても、同内容は基準として設定されている。シュレッダーにおいても、長期使用のために修理の受託体制は必須の項目として基準に設定した。

海外環境ラベルによっては製品の保証期間 2 年以上と定めている国もあったが、使用頻度によって製品や刃の寿命が異なり、保証期間を一律で定めることが難しかったため、製品の保証期間は基準として設定されなかった。

保守部品の供給期間 5 年は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数(器具・備品)における「その他事務機器」の耐用年数を参考に設定した。シュレッダーの使用用途は、パーソナル用途とオフィス用途に分けることができる。オフィス用途の製品の場合、保守部品の供給期間は 5 年以上確保されているものが多く、対応には大きな問題はないという意見があったが、パーソナル用シュレッダーの場合には、輸入製品が多く保守部品自体を保持していない、または、修理すると本体価格より費用が掛かるため、シュレッダー事業者は本体交換対応や実質的な買い替えを進めているといった実態があることから、5 年という設定は妥当ではないという意見があった。それらのパーソナル用シュレッダーは、保証期間も 3 ヶ月または 6 ヶ月のものが多く、長期間の使用を想定したものではない。

エコマークの全体的な考え方としては、長期使用を推奨し、使い捨てに相当するような製品は認定の対象外として扱っている。そのため、使い捨ては推奨しないこと、また、パーソナル用途であっても保守部品の供給期間を 5 年と公表しているメーカーも存在していることから、一律 5 年以上とした。

(3) [認定基準 4-1-1.(5)の策定]

エコマークの電子機器類に関する既存の商品類型において、包装材料に関しても、製品設計についての基準と同様、チェックリスト方式を用いて基準が設定されている。

シュレッダーにおいても、包装材料の環境配慮を評価する観点は重要であるため、同内容を基準として設定することとした。

B 製造段階

B-3 (有害物質の制限とコントロール)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造工場の環境法規順守について (2) 包装材料製造時の特定フロン等の不使用について |
|---|

(1) [認定基準 4-1-3.(12)の策定]

製造工程における大気汚染物質の放出、水質汚濁物質の排出、有害物質の使用あるいは排出などに配慮されていることについて、関連する環境法規および公害防止協定などを順守することで環境汚染が防止されると判断され、基準項目として設定した。本項目は ISO14024 においても必須の要件となっており、各国の環境ラベルでも同様の法令順守が求められている。また、全ての製造工程において環境関連の法令などを順守することが求められるが、製造工程が複数の工場にわたる場合、全工場を遡って証明することは現実的ではないことより、本項目の適用は最終工程のある工場に限定することとした。

(2) [認定基準 4-1-1.(5)の策定]

本項目については、A-1 項において一括して検討されたため、省略する。

C 流通段階

C-1 (省資源と資源循環)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 包装の省資源化等について

(1) [認定基準 4-1-1.(5)の策定]

本項目については、A-1 項において一括して検討されたため、省略する。

D 使用消費段階

D-2 (地球温暖化の防止)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 電源スイッチの有無について

(2) 低電力モード等への移行時間について

(3) 各種消費電力について

(1) [認定基準 4-1-2.(8)の策定]

海外環境ラベルとの共通基準項目を設定するために、電源スイッチがあることを基準として設定した。

(2) [認定基準 4-1-2.(8)の策定]

グリーン購入法の特定期間品目「シュレッダー」では、判断の基準(必須事項)として「低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に 10 分以下に設定されていること」と定められている。

エコマークではグリーン購入法の判断の基準よりも同等以上の基準を設定することとしているが、移行時間をさらに短縮して規定するまでには至らず、グリーン購入法と同じ内容として基準として設定することとした。

(3) [認定基準 4-1-2.(6)(7)の策定]

シュレッダーは機密文書を細断する時に最も電力を消費する製品である。環境負荷が最も高い部分と考えられることから、細断時の消費電力の基準をどのように設定するかが議論となった。

シュレッダーの細断時の消費電力は、定格消費電力と最大消費電力に分けられる。主に国内製品においては「電気用品安全法(PSE)」第 1 項が適用されるため定格消費電力の表示が規定され、PSE 第 2 項では海外製品を想定した最大消費電力の表示が規定されている。シュレッダーの業界団体の一つである JBMIA の規格では、性能試験として定格消費電力を規定しており、また国内のシュレッダー事業者はほとんどのカタログ等で定格消費電力を表示していることから、細断時の消費電力を定格消費電力として、基準を設定することとした。

主要なシュレッダーの事業者が自社カタログ等で公表している製品(現行販売製品)について、定格消費電力を調査したところ、細断サイズと定格細断枚数について、定格消費電力と一定の相関性がみられた。なお、細断サイズについては、ドイツ規格協会が定める DIN66399 において 7 段階のセキュリティレベルが設定されている(表 1)。

表 1. ドイツ規格協会 DIN 66399 による 7 段階のセキュリティレベル

Level 7	細断面積が 5 mm ² 以下でかつ細断幅が 1mm 以下
Level 6	細断面積が 10 mm ² 以下でかつ細断幅が 1mm 以下
Level 5	細断面積が 30 mm ² 以下でかつ細断幅が 2mm 以下
Level 4	細断面積が 160 mm ² 以下でかつ細断幅が 6mm 以下
Level 3	細断面積が 320 mm ² 以下、または細断幅が 2mm 以下 (細断の長さは無制限)
Level 2	細断面積が 800 mm ² 以下、または細断幅が 6mm 以下 (細断の長さは無制限)
Level 1	細断面積が 2000 mm ² 以下、または細断幅が 12mm 以下 (細断の長さは無制限)

上記で調査したシュレッダーに関して、セキュリティレベル毎に分類したところ、製品数はレベル 4 が最も多く、それに次いでレベル 5、レベル 3 といった状況であった。レベル 3 以下・レベル 4・レベル 5 以上の区分で、定格細断枚数と定格消費電力の関係をグラフ化すると、それぞれ直線的な相関関係がみられた。そのため、この近似直線をもとに区分ごとの算定式を作成し、基準値以下であることが議論された。国内のシュレッダー業界では、DIN66399 によるセキュリティレベルを意識して製品開発が行われていない現状にあり、馴染みが薄い概念であること、また、セキュリティレベルが高い製品ほど細断サイズが小さくなり、細断された紙は古紙のリサイクルに向かなくなるといった理由から、セキュリティレベルを元に、レベル毎に均等の適合率となるよう基準値を分けて設定しないという方向で基準値を検討することとなった。最終的には、セキュリティレベルによる区分は行わず、定格細断枚数を用いて一律の算定式で基準値を設定することとした。

先進的な環境対応に取り組んでいる複写機・プリンタなどの業界と比較し、シュレッダーにおいては、環境配慮の取り組みが一步でも前進するように、まずは事業者が目指しやすいレベルとして市場の製品で 7 割程度が適合する基準値を設定した。なお、セキュリティレベルでみると、市場で 7 割を占めるレベル 4 の製品が 73%の適合率となり、市場で 1 割程度を占めるレベル 3 以下の製品では 95%の適合率、市場で 2 割程度を占めるレベル 5 以上の製品は、35%の適合率となっている。上述のとおり、レベル 5 以上の製品の適合率は低いが、細断された紙の古紙へのリサイクル適性が低くなるということを考慮した結果、一律の基準値設定とした。なお、定格消費電力の試験方法は JBMIA の協会規格であるシュレッダ性能試験方法 (JBMS-62) などで実施することが望ましい。

記録用メディア専用機については、市場に流通している製品は数機種程度であり、定格細断枚数を紙と同じ設定とするのはふさわしくない。紙用シュレッダーと同程度の適合率となるように定格細断枚数を一律 15 枚とした。

また、待機時消費電力についても基準の設定が検討された。グリーン購入法の判断の基準(必須事項)では「待機時消費電力が 1.5W 以下であること」と設定されているが、待機時消費電力の定義の中に「ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう」と記載している。オフモードは電源が切れている状態なので、通常その消費電力は 0W である。また、主要なシュレッダー事業者が自社カタログ等で公表している現行販売製品について調査したところ、0W が半数程度を占め、また 0.5W 以下が 7 割程度であるため「製品の待機時消費電力は 0.5W 以下であること」を基準内容として設定することとした。

海外環境ラベルによってはオフモード時の消費電力を基準に設定している国もあったことから、国内においてもオフモード時の基準値を設定するかどうか検討された。グリーン購入法の待機時消費電力の定義にオフモードが含まれているので、単独で数値を設定しないこととした。

D-3 (有害物質の制限とコントロール)

本項目では以下の点が検討された。

(1) EU の REACH 規則について

エコマークの電子機器類に関する既存の商品類型では、25g を超えるプラスチック製筐体部品を対象に、EU 指令で規定された発がん性物質・変異原性物質・生殖毒性物質等の各物質を処方構成成分として添加していないことを基準として設定している。シュレッダーにおいても、使用時のリスクを考慮しドイツ・ブルーエンジェルの基準では、上記物質についての基準が設定されていることから、同様の基準を設定するかどうか検討された。現時点ではシュレッダー製品で上記物質の使用が指摘されている状況ではないため、まずは RoHS 指令への適合確認を基準化することを優先し、EU の REACH 規則等への対応は次の全面的な基準の見直しの機会に再検討することとし、設定を見送ることとした。

E リサイクル段階

E-1 (省資源と資源循環)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 製品の回収・リサイクルについて
- (2) 細断された紙のリサイクルの容易化について
- (3) 細断された紙・記録用メディアを収納する容器について

(1) [5.配慮事項 (2)の策定]

グリーン購入法では配慮事項として「使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理される

システムがあること」と設定されている。エコマークの電子機器類に関する商品類型においても、回収システムがあることやリサイクル率について基準値以上であることなどを設定している。

シュレッダー業界においては、使用済み機器の回収・リサイクルは進んでいない状況にある。また、小型家電リサイクル法の対象品目として挙げられておらず、自社製品の回収で買い替えの際に下取りをしているケースはあるが、各社が仕組みを構築するに至っていないため、パーソナル用途の製品は回収が進んでいない。以上の理由から、製品の回収・リサイクルシステムが構築されていることを、配慮事項として基準を設定することとした。なお、回収した製品は、法令に基づいて適正に処理することが求められる。

(2) [認定基準 4-1-4.(13)、5.配慮事項 (1)の策定]

グリーン購入法では配慮事項として「裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること」と設定されている。

「平成 21 年度オフィス発生古紙実態調査報告書」((公財)古紙再生促進センター)によるとシュレッダー古紙の回収率は、雑誌・段ボールの 90%以上と比べて、約 62%に留まっている。機密文書を確実に細断するというセキュリティ性能を重視すると、細断サイズは小さくなりリサイクルに向かなくなること、また、同センターの調査によると、従業員規模が小さくなるとシュレッダー古紙が可燃ごみとして焼却される割合が高くなることから、依然としてシュレッダー古紙の回収・リサイクルは環境面での課題の一つとなっている。

しかし、シュレッダーの事業者自身が細断された紙の回収を行うことは現実的ではないことから、事業者の責任においてオフィス古紙としてリサイクルに回すことを促すよう、ユーザーに情報提供していることを必須の基準として設定した。そのうえで、グリーン購入法と同じ内容を配慮事項として設定することとした。

(3) [認定基準 4-1-1.(2)の策定]

シュレッダー製品の中には、紙と記録用メディアを両方細断できる製品が存在する。一般的に細断された紙にメディアの破片が混入すると、リサイクルの阻害になる。ステープラーの針程度の金属であれば選別可能だが、CD 等の破片になると歩留りが生じ、異物が増え過ぎると処理が難しいと言われている。

海外の環境ラベルにおいても、媒体毎に別々のダストボックスを備えることを基準として設定していることから、「紙と記録用メディアの両方を細断できるシュレッダーの場合には、細断された紙と記録用メディアを分別して収納できる構造であること」を基準として設定することとした。

E-3 (有害物質の制限とコントロール)

本項目では以下の点が検討された。

(1) RoHS 指令への適合について

- (2) ハロゲンを含むポリマーの不使用について
- (3) 難燃剤の使用制限について
- (4) 電池について

(1) [認定基準 4-1-3.(10)の策定]

EU の RoHS 指令は、電気・電子機器中の有害物質の使用制限に関する法律であり、廃電子機器の回収・処理等による人・環境への影響を及ぼさないようにすることを目的としている。

RoHS 指令への適合は、グリーン購入法の他の特定調達品目では判断の基準(必須事項)となっているが、シュレッダーについては確認の取り組みが進んでいないため、配慮事項となっている。エコマークの既存の電子機器類では設定されている項目でもあり、海外環境ラベルにおいても基準が設定されていることから、該当する 6 物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE))については、市場を誘導する意義があるため必須の基準項目として設定することとした。

また、最新の改正 RoHS 指令において、2019 年 7 月 22 日以降はフタル酸エステル類 4 物質についても本指令が適用されるため、ここで先駆けて規制物質の対象とすかどうか検討された。フタル酸エステル類は、主にケーブル類のポリ塩化ビニルなどに使用する可塑剤等に多く使用されている。グリーン購入法ではフタル酸エステル類に関しては言及していない状態にあること、および国内では食品容器や玩具等の子供が口にする可能性のある商品の規制に限られている規制物質であることから、まずは RoHS 指令の重金属類に限定し、フタル酸エステル類については今回の設定は見送ることとした。

(2) [認定基準 4-1-3.(9)の策定]

ハロゲンを含むポリマーの不使用は、エコマークの既存の電子機器類の基準でも同様に設定されているものであり、海外環境ラベルにおいても基準が設定されている。他の商品類型ではさらに一部の物質を規制しているが、ここでは最低限不添加にするべきものを検討し、「25g を超えるプラスチック製筐体部品には、ハロゲンを含むポリマーを使用しないこと」を基準として設定することとした。

(3) [認定基準 4-1-3.(9)の策定]

難燃剤は、国際的に難分解性、高蓄積性などが指摘される物質もあり、PBB や PBDE 以外にも規制が進んでいる。

短鎖塩素化パラフィン(SCCP) (鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)については、2016 年 9 月の残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)において「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)」の廃絶対象物質として追加することを締約国会議(COP)に勧告することが決定され、COP で決定後、国内でも製造や使用等が禁止される予定となる化学物質であるが、エコマークの既存の基準では、すべての商品類型で使用禁止と定めている。ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)は、POPs 条約の対象物質となっており、どちらも国際的に規制が進んでいる物質である。そのため、シュレッダーにおいても SCCP と HBCD を処方構成成分として添加して

いないことを基準として設定することとした。

エコマークの他の商品類型によっては有機ハロゲン化合物も規制対象としているが、難燃剤である PBB や PBDE の代替物質として使用されているものであり、シュレッダーにおいては可燃性ガスを用いたスプレーの使用等の発火事故やモーターによる加熱等が想定されるため、全ての有機ハロゲン化合物までを規制することはしないこととした。

(4) [認定基準 4-1-3.(11)の策定]

シュレッダーも機種によっては、プリント基板にボタン電池などの内蔵電池が使用される場合がある。電池も重金属類を使用している可能性は排除できないため、エコマークの既存の電子機器類の基準と同様、EU の電池指令を引用し、水銀、カドミウムおよび鉛について基準を設定することとした。

F 廃棄段階

F-1 (省資源と資源循環)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 製品の回収・リサイクルについて (2) 細断された紙のリサイクルの容易化について (3) 細断された紙・記録用メディアを収納する容器について |
|--|

- (1) [5.配慮事項 (2)の策定]
- (2) [認定基準 4-1-4.(13)、5.配慮事項 (1)の策定]
- (3) [認定基準 4-1-1.(2)の策定]

上記項目については E-1 において一括して検討されたため、省略する。

F-3 (有害物質の制限とコントロール)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) RoHS 指令への適合について (2) ハロゲンを含むポリマーの不使用について (3) 難燃剤の使用制限について (4) 電池について |
|--|

- (1) [認定基準 4-1-3.(10)の策定]
- (2) [認定基準 4-1-3.(9)の策定]
- (3) [認定基準 4-1-3.(9)の策定]
- (4) [認定基準 4-1-3.(11)の策定]

上記項目については E-3 において一括して検討されたため、省略する。

その他の環境評価項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) ユーザーへの情報提供について |
|--|

(1) [認定基準 4-1-4.(13)の策定]

海外環境ラベルの基準、およびエコマークの他の商品類型においても、環境に配慮された適正な使用方法等を製品のユーザーに情報提供をすることを基準として設定している。

また、E-1 項で検討したとおり、シュレッダー古紙の回収率向上を目的として「細断された紙は、オフィス古紙としてリサイクルに回すように促す」表記を情報提供していることを基準として設定した。

4-2. 品質に関する基準と証明方法の策定の経緯

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 騒音について (2) 品質について (3) 製品の安全性について |
|--|

(1)[5.配慮事項 (3)の策定]

騒音に関する基準は、シュレッダー基準を有する全ての海外環境ラベルで設定されている。国によって、55dB 以下(非細断時)や 70dB 以下(細断時)など具体的な基準値を用いて内容を設定しているケースや、騒音を測定し数値を公表することとしている。

日中韓三カ国の相互認証を視野に共通基準項目を策定するため、エコマークでも同様の基準が設定できないか検討した。しかしながら、主要なシュレッダー事業者の現行販売製品について調査したところ、カタログ等で騒音の数値を公表している事例はほとんど確認することができなかった。一部の事業者においては、静音設計として非細断時 55dB などとカタログ等で表記しているケースがあったが、消費者が気にするのは細断時と考えられるため、細断時の騒音について基準化を検討した。なお、国内で騒音に関する規格は、JBMA 発行の「シュレッダ性能試験方法 JBMS-62 : 2010」が存在し、細断時の騒音について測定方法を定めている。そのため、配慮事項として「製品の騒音は JBMS-62 に従って測定し、音圧レベルが 70dB 以下であること」を基準として設定することとした。

[認定基準 4-2.(14)の策定]

品質に関する基準は、エコマークの他の商品類型でも、必要に応じて該当する JIS 規格への適合等を基準として設定している。シュレッダーにおいては、海外環境ラベルによって紙詰まり防止機能を基準として定めている国もあるため、製品の性能を維持するための機能として「故障や紙詰まりを防ぐ過負荷遮断・リバース機能などがあること」を基準として設定した。

[認定基準 4-2. (15)の策定]

製品の安全性についても基準の設定が議論された。シュレッダーは幼児の手指の巻き込み事故やエアダスターによる発火事故が問題になった経緯があり、特に安全性が重視される製品である。海外製品が輸入・販売されることも多いが、過去には安価な製品で安全性について考慮されていないケースが多かったため、最低限守るべき内容が検討された。

シュレッダーの安全に関する法令には、電気用品の安全確保について定めた「電気用品安全法(PSE)」が存在する。シュレッダーは特定電気用品以外の電気用品に該当し、製造事業者の自己適合検査による宣言でよいこととなっているため「電気用品安全法に適合していること」を基準として設定することとした。

5. 商品区分、表示などについて

(1) 商品区分について

エコマークでは複写機・プリンタなどの商品分野において、特定の製品に FAX 機能等のオプション機能のみ付加した製品を同一構造機器として扱い、同一の商品区分(申請単位)にできることを認めている。

複写機・プリンタなどの商品分野を参考に、シュレッダーにおいても同一の商品区分として取り扱う範囲が検討された。定格消費電力および定格細断枚数が同じであるものを同一商品区分とすることも検討されたが、シュレッダーでは同じ基本設計でも、圧縮装置といったオプション機能によって定格消費電力が 15~20W 増えるものがあり、各社が同一シリーズとして扱っている機種でも別申込になってしまう可能性が懸念された。色違いや同一構造機器などを規定して商品区分を設定してはどうかという意見もあったが、同一構造を定義することが難しく、各事業者のカタログ等を比較・検討した結果、投入幅(A3・A4 など)が同じであれば、同一商品区分として扱うことができることとした。

以上